

令和3年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

| | | |
|------|--------|---|
| 1 | 日 時 | 令和3年（2021年）3月24日（水） 午後1時30分 |
| 2 | 場 所 | 教育委員室 |
| 3 | 出席者 | 辻教育長，藤井委員，小葉松委員，須田委員，神田委員 |
| 4 | 欠席者 | |
| 5 | 事務局 | 堀田生涯学習部長，松田学校教育部長，吉本生涯学習部次長， 池田生涯学習部次長，瀬戸教育政策推進室長，東出管理課長， 長谷山文化財課長，小濱学校教育課長 |
| 6 | 傍聴者 | 0人 |
| 7 | 付議事項 | |
| 日程第1 | 報告事項 | 教職員の懲戒処分内申の結果について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| | 議案第3号 | 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| | 議案第3号 | 函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| | 議案第4号 | 函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| | 議案第5号 | 函館市学校管理規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| | 議案第6号 | 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第7号 | 函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第8号 | 函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第9号 | 函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第10号 | 函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第11号 | 函館市スポーツ推進委員の解嘱に関し，議決を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第12号 | 教育財産の廃止に関し，議決を求めることについて |
| | 議案第13号 | 教育財産の廃止に関し，議決を求めることについて |

日程第9 協議事項 函館市文化財保護審議会における旧ロシア領事館に係わる
対応等について

■辻教育長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、藤井委員、小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第1、報告事項を「秘密会」としたいが、いかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。
- それでは、日程第1、報告事項について報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■辻教育長

- これで報告事項を終了する。
- 次に、日程第2、議案第1号「函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第6号「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第4号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」について、義務教育学校である戸井学園の設置に伴い、規定を整備するものであるので、生涯学習部所管分を順次説明する。
- まず、議案第1号「函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、第2条第3号「小学校」の後ろに「義務教育学校」を加えるものである。
- 次に、議案第2号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、第3条第1項、学校教育課について「中学生」を「中学生（義務教育学校後期課程の生徒を含む。）」に改めるものである。

- 次に、議案第3号「函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、別表第1中の「小学校」を「小学校（義務教育学校前期課程を含む。）」に改めるものである。
- 次に、議案第4号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、開放校の一覧となっている別表から閉校となる「戸井西小学校」、「日新小学校」、「日新中学校」を削り、「戸井学園」を新たな開放校として加えるものである。また、別記第1号様式から別記第4号様式までの様式中の「住所」欄の表記を整理し、別記第2号様式および別記第4号様式中の「使用学校名」の欄から「小・中学校」の表記を削除するものである。

■学校教育部長

- 引き続き、学校教育部所管分を順次説明する。まず、議案第5号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、現行の幼稚園、小学校、中学校および高等学校についての規定に義務教育学校を追加するものである。
- 最後に、議案第6号「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本規則を適用する職員の校種について、新たに義務教育学校を加えるものである。

■辻教育長

- 議案第1号から議案第6号について、何かあるか。
(意見なし)

■辻教育長

- 議案第1号から議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第7号「函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第7号「函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、本規則の中に「電子計算機による公印」（電子公印）に係る規定および様式を新たに整備し、ならびに就学援助事務において使用する電子公印

用の専用公印を定めようとするものである。改正の内容は、第8条および別記第3号様式、別記第4号様式として新たに電子公印に係る規定、様式を整備し、また、別表第2に就学援助事務用で使用する電子公印用の専用公印を追加するものである。なお、今回の改正後に、新たに電子公印を使用しようとする業務の内容であるが、来年度から学校教育部で運用を開始する「学齢簿・就学援助システム」において就学援助認定結果通知等の文書が電子公印を用いて出力可能となるため、事務負担の軽減のため電子公印を使用しようとするものである。なお、この規則の施行期日は、令和3年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第8号「函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第8号「函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、東小学校および石崎小学校を統合して令和4年度に開校する「函館市立銭亀沢小学校」、同じく磨光小学校、臼尻小学校、大船小学校を統合して令和4年度に開校する「函館市立南茅部小学校」、ならびに、尾札部中学校および臼尻中学校を統合して令和5年度に開校する「函館市立南茅部中学校」の通学区域を定めるものである。改正内容については、東小学校および石崎小学校の通学区域を合わせたものを銭亀沢小学校、磨光小学校、臼尻小学校および大船小学校の通学区域を合わせたものを南茅部小学校、ならびに尾札部中学校および臼尻中学校の通学区域を合わせたものを南茅部中学校の通学区域とするものである。なお、この規則の施行期日については、別表1の改正規定は令和4年4月1日、別表2の改正規定は令和5年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

■ 辻教育長

- 議案第8号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第9号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■ 学校教育部長

- 議案第9号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、教職員の出退勤時刻の客観的な把握を行うために利用している出退勤時刻記録用パソコンから出力する帳票を令和3年4月1日から出勤簿としてみなすことに伴い、必要な規定の整備を行おうとするものである。改正の内容は、第3条について、出勤時に出勤簿に押印する方法に加え、教育長が別に定める方法によることを可能とするため、規定を整備するものである。なお、この訓令の施行期日は、令和3年4月1日とするものである。

■ 辻教育長

- 議案第9号について、何かあるか。

(意見なし)

■ 辻教育長

- 議案第9号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第10号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■ 生涯学習部長

- 議案第10号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、函館市地域体育施設条例の一部改正に伴い規定を整備するものである。改正内容は、南茅部中学校の建設に伴いグラウンドを廃止し、野球場のみの供用とすることから、南茅部運動広場の供用時間について、他の運動広場など

の取扱いと同様に、「午前5時から」としているものを「日の出から」に改めるものである。なお、この規則の施行期日は、令和3年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第10号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第10号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第11号「函館市スポーツ推進委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第11号「函館市スポーツ推進委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの申出により、現委員柴田忠孝氏を令和3年3月31日をもって解嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第11号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第11号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、議案第12号および議案第13号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第12号および議案第13号の2件について順次説明する。まず、議案第12号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。千代ヶ岱小学校、金堀小学校との統合により平成31年3月31日に閉校した「もと高盛小学校」であるが、今後、教育財産として利用する予定がないことから、廃止するものである。

(議案資料(図面)を用いて敷地変更の内容について説明)

廃止後には、財務部に引き継ぐこととしている。なお、引き継いだ土地については、財務部において、財務部所管の土地と合わせて、一般競争入札により売り払う予定であると聞いているところである。

- 次に、議案第13号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。亀田交流プラザへの統合により令和2年3月31日に閉館した「もと亀田青少年会館」であるが、今後、教育財産として利用する予定がないことから、廃止するものである。なお、「もと亀田青少年会館」の敷地内には、消防本部が管理する防火水槽および土木部が管理する亀田本町児童遊園があり、廃止後については、防火水槽用地を消防本部へ、また、児童遊園用地は土木部に、それぞれ引継ぎを行うほか、それ以外の敷地については、財務部に引継ぎの後、一般競争入札により売り払う予定であると聞いているところである。

■辻教育長

- 議案第12号および議案第13号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第12号および議案第13号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第9、協議事項「函館市文化財保護審議会における旧ロシア領事館に係わる対応等について」であるが、協議に入る前に生涯学習部長から説明を求める。

■生涯学習部長

- 函館市文化財保護審議会における旧ロシア領事館に係わる対応等について、説明する。お手元の「函館市文化財保護審議会における旧ロシア領事館に係わる対応等について」をご覧いただきたい。「1 これまでの経過」であるが、建物が建てられてから今日までの経過を列記している。このうち11月までの動きについては既に説明したところであるが、その後、今年1月に第3回の文化財保護審議会を開催し、継続的に意見交換をしてきたところである。2月には、プロポーザルの審査会が開催され、民間事業者が選定されている。また、その後、2月24日には、同日の臨時会で報告したとおり、文化財保護審議会から教育委員会に対し、「旧ロシア領事館に関する建議書」が提出された。3月に入り、

建物の売買契約が締結され、建物の所有権が移転している。続いて、「2 旧ロシア領事館に関する建議書」であるが、提出日は2月24日で、文化財保護審議会の上平会長から、教育委員会に建議書が提出されている。同日付けで、臨時会により委員の皆様へお知らせするとともに、企画部へも情報提供している。提出された建議書の内容としては、「旧ロシア領事館は、市指定文化財相当の価値が認められる」というものである。また、別添1の「旧ロシア領事館建物調査票」では、旧ロシア領事館についての概略をまとめるとともに、建物の歴史や概要、文化財的価値について評価している。詳細については、建物の歴史的価値、学術的価値を認めるとともに、地域の特色を示すものであり、意匠的・技術的にも優れている貴重な建造物と評価している。「3 今後の対応について」であるが、建物の所有権が、函館市からプロポーザルで選定された民間事業者に移転したことから、教育委員会から新たな所有者に対して、文化財保護審議会から提出された建議の内容を説明する予定である。

■辻教育長

- ただいまの説明も踏まえ、何かあるか。

■藤井委員

- 報道にもあったが、売却決定後にも市に保存してほしいという団体もあったと思うが、その後、何か意見や動きはあったのか。

■文化財課長

- 旧ロシア領事館に関して、文化財保護の指定などについて、市および教育委員会へ要望を提出してきた団体があった。そういった団体から所有権移転後に直接意見を伺ったことはないが、直接対応している企画部から話を聞いたところ、売却決定後も保存について協力できることは協力していくとのことであるので、そういったことも踏まえ、教育委員会としても対応していきたいと考えている。

■須田委員

- 今回の売却というのは、ある程度条件を付けたうえでの売却ということか。

■文化財課長

- 売却については、所管である企画部がプロポーザルの要項を作成し、公募している。要項の内容を見ると、所有権の移転に関する制限や買い戻しの特約等の条件がついており、建物の保存については、十分に対策されたうえで、売買契約が締結されている。

■須田委員

- 建物がそのまま劣化し、老朽化していくよりは、このように有効に活用できるのは良いことだと思う。

■辻教育長

- 他に何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- これで協議事項を終了する。

■終了宣言

- 午後2時13分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 中田 壮研